

## 化学物質に関する法改正の動き

(社)日本試薬協会 安全性・環境対策委員会  
(執筆担当：東京化成工業株式会社 荻野 忠芳)

化学物質に関する法律で平成19年1月から4月までに改正等のあったものの概要を紹介致します。これらは、概要のためすべての内容は網羅されていません。詳細は必ずホームページ等でご確認下さい。

### 1. 麻薬及び向精神薬取締法

政令第6号(平成19年1月4日付官報)により、以下の1品目が麻薬に指定されました。

- ①2-メチルアミノ-1-(3,4-メチレンジオキシフェニル)プロパン-1-オン

### 2. 化審法

#### 1) 「第一種監視化学物質」の指定

厚生労働省・経済産業省・環境省告示第1号(平成19年1月29日付官報)により、以下の3品目が第一種監視化学物質に指定されました。

- ①2,4-ジ-tert-ブチル-6-[2-ニトロフェニル]アゼニル]
- ②ペルフルオロ(1,2-ジメチルシクロヘキサン)
- ③2,2',6,6'-テトラ-tert-ブチル-4,4'-メチレンジフェノール

#### 2) 「第二種監視化学物質」の指定

厚生労働省・経済産業省・環境省告示第2号(平成19年4月20日付官報)により、以下の17品目が第二種監視化学物質に指定されました。

- ①1-[2-(アリルオキシ)-2-(2,4-ジクロロフェニル)エチル]-1H-イミダゾール(別名イマザリル)
- ②[2-(16-メチルヘプタデシル)-4,5-ジヒドロ-4-(ヒドロキシメチル)-1,3-オキサゾール-4-イル]メチル=16-メチルヘプタデカノアートを主成分とする、2-アミノ-2,2-ビス(ヒドロキシメチル)エタノールと16-メチルヘプタデカン酸の反応生成物

- ③ジフェニル=(フェニルアミド)ホスファートを主成分(90%以上)とする、ジフェニル=(フェニルアミド)ホスファートとフェニル=ビス(フェニルアミド)ホスファートの混合物
- ④(2,5-ジクロロフェニル)(フェニル)メタノン
- ⑤2,6-ジクロロ-4-メチルニコチノニトリル
- ⑥4,4'-(4-イソプロピル-1-メチルシクロヘキサン-1,3-ジイル)ジフェノール
- ⑦ジアゾ[ビス(1,4-ジオキサスピロ[4.5]デカン-7-スルホニル)]メタン
- ⑧3,5-ジエチルピリジン
- ⑨1,1,1,2,3,4,4,5,5,5-デカフルオロ-3-メトキシ-2-(トリフルオロメチル)ペンタン
- ⑩N-[ジクロロ(フルオロ)メチル]スルファニル}-N',N'-ジメチル-N-p-トリルスルファミド
- ⑪[2,2',2''-[ニトリロトリス(エチレンアザン-1-イル-1-イリデン)メタン-1-イル-1-イリデン]トリフェノラト-κO, κO', κO''}マンガン(Ⅲ)を主成分(75%以上)とする、マンガン(Ⅲ)=トリアセタート、サリチルアルデヒド及び2,2',2''-ニトリロトリス(エチルアミン)の反応生成物
- ⑫ジブチル=2-[5,5-ジメチル-2-オキソ-1,3,2λ<sup>5</sup>-ジオキサホスフィナン-2-イル)オキシ]プロパン-2-イル}ホスホナートを主成分(90%以上)とする、アセトン、ジブチル=水素=ホスファート、2,2-ジメチルプロパン-1,3-ジオール、過酸化水素及びトリクロロオキシリンの反応生成物
- ⑬4-tert-ブチル-2-ニトロフェノール
- ⑭3,3,4,4,5,5,6,6,6-ノナフルオロヘキサン-1-イル=アクリラート

⑮ 3,3,4,4,5,5,6,6-ノナフルオロヘキサ-1-イル=2-クロロアクリラート

⑯ 1-エチル-2,3-ジメチルイミダゾリウム=テトラフルオロボラート

⑰ 2-エトキシ-2-メチルプロパン

### 3) 「第三種監視化学物質」の指定

経済産業省・環境省告示第5号(平成19年4月20日付官報)により、以下の10品目が第三種監視化学物質に指定されました。

① 1-[2-(アリルオキシ)-2-(2,4-ジクロロフェニル)エチル]-1H-イミダゾール(別名イマザリル)

② (2,5-ジクロロフェニル)(フェニル)メタノン

③ 2,6-ジクロロ-4-メチルニコチノニトリル

④ 4,4'-(4-イソプロピル-1-メチルシクロヘキサ-1,3-ジイル)ジフェノール

⑤ N-[[ジクロロ(フルオロ)メチル]スルファニル]-N',N'-ジメチル-N-p-トリルスルファミド

⑥ [2,2',2''-[[トリロトリス(エチレンアザン-1-イル-1-イリデンメタン-1-イル-1-イリデン)]トリフェノラト-κO, κO', κO''}マンガン(Ⅲ)を主成分(75%以上)とする、マンガン(Ⅲ)=トリアセタート、サリチルアルデヒド及び2,2',2''-トリロトリス(エチルアミン)の反応生成物

⑦ 4-tert-ブチル-2-ニトロフェノール

⑧ 3,3,4,4,5,5,6,6-ノナフルオロヘキサ-1-イル=アクリラート

⑨ 3,3,4,4,5,5,6,6-ノナフルオロヘキサ-1-イル=2-クロロアクリラート

⑩ 2-(クロロメチル)オキシラン、3,6-ジアザオクタン-1,8-ジイルジアミン及び(1,1,1,2,2-ペントフルオロ-2-ヨードエタン・ペフルオロエテン・プロパ-2-エン-1-オール共重合物)の反応生成物

※上記①～⑨については、前述の第二種監視化学物質としても同時に指定されています。

【経済産業省ホームページ】

[http://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/03kanri/a\\_top.htm](http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/03kanri/a_top.htm)】

### 3. 薬事法

厚生労働省令第14号(平成19年2月28日付官報)により、以下の32品目が「指定薬物」として指定されました。施行日(平成19年4月1日)以降は、同省令で規定された「医療等の用途」以外への製造・輸入・販売などが禁止されており、販売に際しては用途毎に定められた事項を確認することが義務付けられています。

#### 【医療等の用途】

国の機関等における学術研究又は試験に用いる用途、警察等が犯罪鑑識を行う用途、「化学反応指定薬物<sup>(注1)</sup>」を使用し、元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途などがあります。

その他の用途や詳細については、関係通知(薬食発第0228006号 平成19年2月28日付)をご参照ください。

注1:他の用途と異なり「元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途」では購入者の制限はないものの、以下に網がけされた7品目とその含有物に限定されています。

① 亜硝酸イソブチル

② 亜硝酸イソプロピル

③ 亜硝酸イソペンチル

④ 亜硝酸三級ブチル

⑤ 亜硝酸シクロヘキシル

⑥ 亜硝酸ブチル

⑦ 4-アセトキシ-N,N-ジイソプロピルトリプタミン及びその塩類

⑧ N-イソプロピル-N-メチルトリプタミン及びその塩類

⑨ N-イソプロピル-5-メトキシ-N-メチルトリプタミン及びその塩類

⑩ 2-(4-エチル-2,5-ジメトキシフェニル)エタンアミン及びその塩類

⑪ 2-(4-エチルスルファニル-2,5-ジメトキシフェニル)エタンアミン及びその塩類

⑫ 2-(4-クロロ-2,5-ジメトキシフェニル)エタンアミン及びその塩類

⑬ サルビノリンA

- ⑭ N,N-ジアリル-5-メトキシトリプタミン及びその塩類
- ⑮ N,N-ジイソプロピルトリプタミン及びその塩類
- ⑯ N,N-ジエチル-5-メトキシトリプタミン及びその塩類
- ⑰ N,N-ジプロピルトリプタミン及びその塩類
- ⑱ 2-(2,5-ジメトキシ-4-イソプロピルスルフェニルフェニル)エタンアミン及びその塩類
- ⑲ 1-(2,4,6-トリメトキシフェニル)プロパン-2-アミン及びその塩類
- ⑳ 4-ヒドロキシ-N,N-ジイソプロピルトリプタミン及びその塩類
- ㉑ 1-(4-フルオロフェニル)プロパン-2-アミン及びその塩類
- ㉒ 1-ベンジル-4-メチルピペラジン及びその塩類
- ㉓ N-メチル-4-(3,4-メチレンジオキシフェニル)ブタン-2-アミン及びその塩類
- ㉔ 1-(3,4-メチレンジオキシフェニル)ブタン-2-アミン及びその塩類
- ㉕ 1-(5-メトキシ-1H-インドール-3-イル)プロパン-2-アミン及びその塩類
- ㉖ 5-メトキシ-N,N-ジプロピルトリプタミン及びその塩類
- ㉗ 5-メトキシ-N,N-ジメチルトリプタミン及びその塩類
- ㉘ 1-(4-メトキシフェニル)ピペラジン及びその塩類
- ㉙ 1-(4-メトキシフェニル)-N-メチルプロパン-2-アミン及びその塩類
- ㉚ 1-(2-メトキシ-4,5-メチレンジオキシフェニル)プロパン-2-アミン及びその塩類
- ㉛ 2-(4-ヨード-2,5-ジメトキシフェニル)エタンアミン及びその塩類
- ㉜ 前各号に掲げる物のいずれかを含有する物。ただし、サルビア ディビノラム(直ちに人の身体に使用可能な形状のものに限る。<sup>(注2)</sup>)

以外の植物を除く。

注2:「直ちに人の身体に使用可能な形状のもの」とは、以下のような形状のものを指します。  
 ・乾燥し、又は乾燥させた根・葉・茎等  
 ・上記乾燥品を粉碎したもの

#### 4. 安衛法

厚生労働省告示第111号(平成19年3月30日付官報)により、「有害物ばく露作業報告」の対象物質が変更されました。

◆変更後の対象となる有害物

- ① 2,3-エポキシ-1-プロパノール
- ② 塩化ベンゾイル
- ③ オルト-トルイジン
- ④ クレオソート油
- ⑤ 1,2,3-トリクロロプロパン
- ⑥ ニッケル化合物(ニッケルカルボニルを除く。)

⑦ 砒素及びその化合物(三酸化砒素を除く。)

⑧ フェニルオキシラン

⑨ 弗化ビニル

⑩ プロモエチレン

※重量の0.1%を超えて含有する製剤その他の物も対象。但し、塩化ベンゾイルのみ1%超が対象。

【厚生労働省ホームページ】

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/070409-1.html>

以上